

(∞) Cathay and the Way thither Vol. I. p. 150, No. 2.

(?) Travels of Marco Polo. Vol. I. p. 312.

(∞) Cathay and the Way thither. Vol. I. p. 143. 〔Friar

Odoric〕 "And Jugglers cause cups of gold full of good

wine to fly through the air and offer themselves to the

lips of who list to drink of it" 〔窓口トシテリ参照す。〕

「彼等の間には、此頭は銀盤杯のふだなべ、金製の杯も存

ヒル。」 〔同上〕

(∞) Cathay and the Way thither. Vol. I. p. 150-1, No. 2.

(?) Laufer, Use of Human Skins and Bones in Tibet. p. 5.

(11) Encyclopedia of Religion and Ethics. Vol. 4. p. 511.

(12) Waddel, Lhasa and its Mysteries. p. 243.

(13) Rockhill, The Land of the Lamas. pp. 90, 273.

(14) Proceedings of the American Oriental Society. 1888.

昨年本誌第拾九號第四號に於いて、自分は蒲鮮萬  
奴の國號に關する鄙説を發表し、大方博雅の叱正を  
乞うた。問題そのものが、我が東洋史學界に論譯懸  
案になつてゐたことによつてか、または七百餘年  
前、滿洲に存續した——それは僅か二十年間ではあ  
つたが——獨立國であつたがゆゑに、偶々勃發せる  
今次事變、これに相繼いで生じた滿洲國の獨立とい  
ふ問題に關聯してか、その理由は奈邊にあるかは知  
らぬが、幸にも非常に學界の注目するところとなつ  
た。京都帝大の羽田博士は、これを學生に課して演  
習に使用され、逐條、再吟味を了せられたと仄聞す  
る。また支那に在つては、北平燕京大學教授錢稻孫  
氏は、これを教壇に講じられ、次いでその漢譯も既

## 「蒲鮮萬奴國號考」補正

岩井大慧

に完了されたと報じて來た。これ等は自分としては、欣快これに過まるものはない、同時に聊か背汗流漓を覺ゆる感あるを得ない。かやうに問題視された結果、一二先輩及び友人から懇篤なる高教を忝うした結果、少しく補正を要すべし點を發見し、また一二三の質疑に應答すべし義務あるを感じたので、茲に餘白を借りて、少しく述べんとする。

### 「箭内博士の東京説とその批判」の項

(本論第二章)

曩に自分は箭内博士の説と批判せる際、ラシットの集史に關し、洪鈞の「元史譯文證補」引用の條、自注<sup>14</sup>に於いて、「この東京王自立の記事は、洪氏の譯せ��ノデハ(Barezn, L. N., Sbornik Istorico-geograficheskogo obozreniya, 1858-1888.) と極だるか、將だかだ」とある。

博士は洪鈞の「元史譯文證補」の「自立爲東夏王原

depuis Tchinguiz-khan jusqu'à Timour Bey ou Tamerlan. Amsterdam, 1852. 4 vols.)に據れるかを確めるため、原本にあたつて見たが、自分の瞥見したことでは、どうしてお見當らなかつたから、恐らく何かこの二書以外のものから譯した部分ではなからうか」(指摘一頁)と疑を存しておいたところ、羽田博士の指示によつて、アロン<sup>14</sup>の譯した「ラシット集史」に明記あるを知つた。これに憑つて自分の所説は益々鞏固となつたが、これに反して箭内博士の推論は全くその根據を失ふことになつたことは、誠に遺憾である。

こゝ所論を明瞭にするためと、その上この材料の出現によつて、種々嚴正に批判すべし諸點を生じたため、前回省略に從つた箭内博士の主張を引用し、次にアロン<sup>14</sup>譯を紹介し、然る後に、異見を添へる所とする。

「東京據  
錄改正」を援用批判して、次の如く結論してゐる。

「是に於いて問題は萬奴の稱したる國號の事に  
移るべし。證補の著者洪鈞は、原書に東京王と  
あれど、親征錄に據りて東夏王と改正すと注す  
こと、右の引用文に見る所の如し。

さて洪氏は萬奴の國號が東夏なりとする親征錄  
及び元史の記事に就いて嘗て疑を挿まざりしが  
故に、漫然として之を改めしのみ。然れども東  
夏は東眞の誤なるべし、果して卑見の如しとせ  
ば、洪氏の重譯せる原書は、即ちベレンシン譯の  
ラシッドの集史には東京に相當する音字を以  
て、萬奴の建てる國號と爲し、なり。余は未  
だベレンシンの譯本を見る機会を得たれば、洪  
氏の所謂東京の「ト」字が果して原音を正寫したり  
や否やを知ること能はずとも、  
原音は當に Tung-ching 若くは Tung-chin な  
るべし。果して然ひば、洪氏が之を充つむに東

京の「ト」字を以てしたるは必ずしも當らず、余  
は、曩に論ずる所によりて萬奴の國號を東眞な  
りと信ずる以上は、ベレンシン譯本にも、ラシッ  
ド原本にも、實に東眞 (Tung-chén) の「ト」字を現  
はすべき文字を用ゐたらしむと推測せざるを  
得ず。換言すれば、ラシッド原文にも、ベレンジ  
ン譯にも、東眞とありしを、洪氏は全く東眞に  
關する事實を知らざりしがため、之を以て東京  
の音譯と誤解し、更に親征錄・元史等に東夏と  
あるにより、漫然之を東夏と改めしに過ぎざる  
べし。」(蒙古學研究第四卷第二號二〇六頁。大正三、六月。)

ト、自信ある断案を下されてゐるのである。然るに  
プロシニ<sup>\*</sup>には、明かに次のやうに見えてゐる。

Le nom de 東京 Tung-king que Rashid tra-  
nscriit راشد، se trouve dans un autre passage  
de l'histoire de Tchinkkiz; un général des Kin,  
Tou Tchéou Taishi 普羅萬奴國號考[補正] 卷  
第一〇卷 四四七

la compagnie de Tchinkkiz contre la Chine du Nord et s'y proclama テュンギー<sup>トウンギー</sup>王, soit évidemment 東京王 “roi de Toung-king”, ce que Rashid traduit タシル<sup>タシル</sup>; bien que cette traduction soit incomplète, on voit que タシル<sup>タシル</sup> y est traduit タシル<sup>タシル</sup>, ce qui est bien le sens attribué dans le présent passage à タシル<sup>タシル</sup>, transcription de 京。山溫のハロウ<sup>ハロウ</sup>の譯文中 Tou Tchéou Taishi<sup>トウチエウタシル</sup>あるだ。洪氏の「譯文證補」に「堺珠大石」と見えるものであつた。何人も領かれることがあつた。それが洪氏譯本の依據せるラシカムの原典も、ア氏翻譯の底本となれどハシカムの原籍も、同一の條であることは疑な。

ところで問題の「東京王」であるが、ハロウ<sup>ハロウ</sup>の指摘してゐるやうに、ラシカムの譯文 Menleket<sup>メンレケト</sup>ハ possession, regne; royaume, empire; province, contrée, ville ふくの意あるハシカム<sup>アラビア-Persan</sup>

Dict. II. p. 830<sup>(注)</sup> 表はした爲めに、その意味がさわらか、不完全になつてはゐるが、この場合に於いては、「京」の翻字に外ならぬ<sup>シナヒ</sup>は、ア氏の論證で引かである。ここでア氏は roi de Toung-king と譯してゐる、決して箭内博士の推測されたやうに

Tung-ching ドン<sup>トウ</sup> Tung-chain ドン<sup>トウ</sup> 將だ又 (Tung-chén) ドン<sup>トウ</sup>。前回も書く如く、博士は先づ「東

夏は東真の誤なり」と決めてから、「果して卑見の如しがせば」と論を疊みて進み、初め假設と建てし論の、未だ證明してゐないに、何時しか確固不拔の定論となつて進論し、以て洪氏の訂正を「洪氏は嘗つて疑を挾んでおりしが故に、漫然として之を改めしのみ」と難じ、また更に「洪氏は全く東真に關する事實を知らぬしがため、之を以て東京の音譯と誤解」と酷評し去つたことは、今日からこれを見れば、少しく軽率で、餘りに大膽過当はしなかつたらうか、心から考ぐれられぬのである。況や博士は

「余は、未だベレンジンの譯本を見るの機會を得られ  
ば」と告白して居られるに於いてをやである。而も  
そのベレンジンに記載無くして、ブロシューにあつた  
に於いては、猶更のことである。洪氏のために大に  
一言辯じてやりたい氣持るべする。洪氏が「東京」を

「觀征錄」によつて「東夏」と改めたことに就いて、先  
きに自分は材料尊重主義から、その非を難じてゐ  
た(○頁一)。さあまた重ねて同一理由によつて自分は

材料の缺如せるところ、または未見の書に就いて、  
犀利なる頭腦の働きのみに頼つて、推測立論して行  
くことの、如何に危険で、慎むべきであるかを言ひ  
度い。自分とは目的及びその結論に於いては、全く  
違つた到著點に達しはしたが、池内博士が箭内博士  
のこの説を排して、「余は遺憾ながら此の説にも服す  
る能はず」(東洋學報、第拾武巻第四號四)と結ばれてゐる  
ことだ、誠に卓見と稱せざるを得ない。

\* Blochet, E., *Dr. Djami El-Tevarkh. Histoire générale du*

Monde par Fadi Allah Rashid Ed-din. *Tarikh-i Moubareki Ghazani. Histoire des Mongols éditée par E. Blochet. Tome II. Contenant l'histoire des Empereurs Mongols successeurs de Tchinkiz Khaagan. Texte. Vol. XVIII. 2. pp. 466—467.*  
Leyden, 1911.

### 「池内博士の東眞説とその批判」の項

(本論第三章)

先きに發表したといふ自分はノートの不整理から、  
「東文選」の編者として李奎報の名を署して了つた。  
發刊と殆ど同時に氣付いたときに、顧みて自分なが  
らどうして、しか誤信して書いたかを疑ふ位であつ  
た。「東文選」は人も知る如く、正續二編より成り、  
百五十四卷四十五冊に分れてゐる。正編は朝鮮成宗  
の九年、徐居正等敕命を奉じてこれを選輯し、續編  
は同中宗の時代に、申用溉等に命じて正編の完成以  
後四十餘年間に亘つて製述されたものを、選纂せる  
ものに係り、上は新羅時代より、下は朝鮮の初期に

至る間の、諸家の詩文、書翰等を聚めたものである。それゆゑ左にこれを訂正し<sup>\*</sup>、筆者の粗漏を深謝し、讀者の寛恕を乞ふ次第である。

<sup>\*</sup> 1 拙稿本文、18頁七行。「李奎報」を「徐居正等」と訂正する。

<sup>2</sup> 同19頁四行。「編者」の二字を削り、「李奎報」の三字はそのまま存す。

<sup>3</sup> 拙稿22頁注18及び23「李奎報」を「徐居正等」と改む。

「萬奴の國號は大眞」の項及び(本論第六章)

「大眞の意義と東眞」の項(本論第七章)

昨年鄙見發表後間もない四月二十七日附私信を以て、朝鮮總督府修史官稻葉博士から、左の如き示教があつた。自分はこれを拜受して、感謝と敬意とを表しつゝ拜讀した。

拜啓(中略)今回東洋學報にて、大眞國號の御研究御發表被成下敬讀仕候、恰も小生擔當の高麗史萬奴との交渉時代に入り候爲め、一同にも精讀受益可致候やう申含め候、格外の御精到感佩

に不禁候、尙軒兄(筆者注篇内)在天の靈も莞爾たること、存じ候。

小生の平素思索いたし候次第は、渤海國の後世長白山東西に及ぼせし歴史的事實に有之候處、何分にも文献大半湮滅の爲め、未だ要領を得ず、修史上に多大の遺憾を覺え申候へ共、該國が震國と號せしこと、及び弓裔が摩震と稱せし次第は、双方に關係を有せざるかに御座候、摩は摩訶(大)の略稱、即ち大震に相當すべきか、若し然らば、長白山東方の民族に、眞又はこれに相當する字音の國號を見出し候事は、緣由之れなしとは申がたかるべし、小生はかく想像いたし候、その東眞(東夏は問題に非ず)又は大眞の何れかについては、既に弓裔の摩振(マツヤ)も有之候事故、大眞説に從可申候も、東丹の例も有之候間、民族内に東眞と自稱せしに非ずや、大と東との差別は貴説にとりては、重要觀點に拜見い

たし候へ共、小生は専ら振(震)國の繼承に重きを置き度存候、從而天泰を道家言より擇擇するの必要も可無之候。

小生は尙軒君等の開元說につきても、一致し得ざる者有之候、貴文庫藏の大典站赤を拜見し、又た去年間島龍井より、開元路退毀昏鈔印一顆發見せられしより、一層此感を深め申候、尙軒君始め諸君が、開元路を論證せられ候て、何故に大典記事を使用せざりしか、今に疑義を懷さ居り申候、蓋し渤海が唐の正朔を受けしは、開元初年に始まり、唐朝文物衣冠はこの頃をもつて、黒水靺鞨に浸漸す、所謂開元路中には、開元城と稱せられし舊地名を存せしに非るか、かやうにも臆測仕候、御見如何に御座候哉、創業開國の君は、多くの場合舊慣を探りて標幟とするやうに見受け申候まゝ、かゝる解釋を、専ら歴史的の繼續性に相求め申候、云々(後略)。

「渤海萬國號考」補正

右の玉簡に於いて、博士が從來の東眞、東夏の兩說を捨て、大真說に贊意を表され、卑見を支持し、方外の讀辭を頂いたことは、自分は唯だ恐縮してゐるばかりである。博士の懇切なる高教に對しては、自分はまた重ねて言ふ、滿腔の敬意と深甚の感謝とを捧げるに、決して吝かなるものではないことを。然しながら御來旨の一ニ就いては、直ちに承服し難いところあるは、寔に遺憾とするところである。

博士にかすに相當の紙面を以てし、悉すに詳述を以てされたならば、或はまた納得も出來、從つて自分の考も變るかも知れない。またこの短い箋惠に表はれた部分だけで論ずることは、こと或は博士に對して非禮に屬するかも知れないことも、能く承知してゐるけれども、一言辯ずることを寬恕され度い。

唐代渤海國が振(震)國と言へること、またその典據、易の震より出で、東方を意味せることは、自分は既に一言觸れてゐた(拙稿六)。そこで問題は弓裔

の摩震であるが、自分はしまこれに就いて、二様の解釋を有つてゐる。摩は摩訶の略にして、その意「大」なることに於いては、幸にも自分も稻葉博士と同意見である。

また震に關して、振・震・真共にその音 chēn であつて何れも同じであることは、自分と雖も少しの異存もない。たゞ博士は以上三字同音なるところより推斷され、「長白山東方の民族に、眞又はこれに相當する字音の國號を見出し候事は、緣由之れなしとは申がたかるべし、小生はかく想像いたし候」と言はれてゐる。渤海は女眞民族であることは言ふ迄もない。ところが弓裔は新羅人で韓民族である。或は辯解されるかも知れぬ、治者弓裔は韓人であつても、被治者たる土民は、多く女眞民族であつたと。然しこそ新國家創始者が、苟くも國號を建てようとする際、被治者民族中にこれを求めて設定することが、あり得ようか、頗る疑問なきを得ない。書中に明記ある

如く、固より博士の想像であつて決して斷定はされてゐない。けれども頗る婉曲ではあるが、自分の「大眞」を道教經典より采れりとなす考に、不満を懷かれてゐることは確かである。その證據には後段に於いて「大と東との差別は貴説にとりては、重要觀點に拜見いたし候へ共、小生は専ら振(震)國の繼承に重きを置き度存候、從而天泰を道家言より撰擇するの必要も可無之候」と非難されてゐる。自分の主張の最も力點たる「大眞」とは「大金」の意味を異字で表はさうとした萬奴・王滄等の苦心のあるところ、萬奴の完顏宗族出身と自稱せる點などと思合せての議論に對して、御示教の言及されなかつたことは、自分にとつては、返へすべくも殘念である。「大と東との差別」も卑見に於いては、御察しの如く重要觀點の一ではあるが、それは箭内博士の説を批判せる條に於いてである。自分の強調力説せるところは、「仙方」の「名金爲大眞」と言へる記載と(八頁)「黒韃

事略」の「即女眞、大眞國」の記述が、他の校本に在つては、「即女眞、大。金。國」とある等に據つた諸點に存するのである（拙稿五）。

さて弓裔の摩震であるが、博士の考へらるゝ如く、自分も渤海國號と關聯して説く一つの考を有つてゐる。摩震は摩訶震即ち「大震」であることは、博士の言はる通りである。不幸博士はその意を説かれぬ。自分は渤海の場合と全く同じく、震を東の意と解し、即ち「大東」とし、後に朝鮮の自稱となる「大東」の意かとも解せられないでもないと思ふ。

次にもう一つの自分の解釋はかうである。摩震とは「摩訶震旦」の略稱であらうと信ずる。といふのは弓裔とは新羅興教寺の僧善宗の俗名であること、自ら彌勒佛の化身と稱し、外出には常に童男童女をして、幡蓋を奉じ、香花を持して前導せめ、二百餘人の比丘を後に隨へて梵唄を唱へしめたこと、長子を

青光菩薩、末子を神光菩薩となした（金富試撰、三國史記卷五十列傳、弓裔）

條の）などのことから、しかく考へたのである。

朝鮮に國を建つる者の常として、支那を半島に於いて實現せんとする理想を抱懷してゐることは、幾多の例を擧げることが出来る。少くとも王朝始祖の抱負としては、その位の大經綸大理想を脳裏に描いてゐるのが、當然のことであれば、佛僧出身の弓裔のことであるから、佛典に通じてゐたであらうことも、想像に難くはない。されば道宣の「續高僧傳」卷第一、「達摩笈多傳」に、

北路商人頗至於彼、遠傳東域有「大支那國」焉。  
舊名「真丹振旦」者、並非正音、無義可譯、  
惟知是此神州之總名也。（大正藏第五十卷、史傳部二三四五頁上段）

とあることも、唐太宗朝、法琳の「辨正論」卷第六に「婁炭經」を引用して、

葱河已東、名爲震旦、以日初出曜於東隅故稱震旦。（大正藏第五十二卷、史傳部四五六頁中段）

と記してゐることも、承知してゐたであらうと考へ

られる。若しまたこれ等の史料を直接見なかつたとしても、これ等の史料の依據せる原の何かについて知つてゐたであらうとも考へられる。かやうに考へて來れば、弓裔が國號選定に際して、「摩訶震旦」即ち「大震旦」を腦裏に想起し、以て「摩震」と稱したのであらうと推定しても、決して無稽の謔言ではあるまいと信ずる。

以上二つの考に就いて、孰れが是か、何れが否か等の考證に關しては、後日稿を改めて細説するところあるであらう。

最後に博士は、「開元路」問題を提げて、箭内博士初め、池内博士、和田學士等の諸先生が、永樂大典を使用せざるを疑はれし後、(稻葉博士、元開元路退設音鈔第三號六八一七八頁。昭和六年)愚見を問はれてゐる。

この問題に關しては、自分は既に明かに自分の態度を記してあいたつもりである。開元の地理上の位置に就いて、これを決定せんと試みようとするもの

ではないと。「開元の名が萬奴の獨立に聯關して、始めて史上に記録されし都城名なることは、「元史」地理志の「開元之名始見於此」と明記ある以上、これ亦その命名には、王澣等の議に參畫せること最早や疑ない」。果して然らば「開元の字面も、他の諸分子と共に思合するとき、また既設の諸分子が道教に基因を有することとなるとすれば、これ亦頗る道教的色彩の濃厚なるものあるを、暗示してゐると考へるものである。」と前回に於いて書いて置いたのである。

併し稻葉博士の説かるゝ如く、唐の玄宗の開元と關係して説明せらるゝならば、玄宗の年號開元こそ、玄宗の玄字と共に、道教より出でしこと、周知の事實であつて、一層單見を裏書することとなる譯である。けれども自分はいま遠かに、萬奴の都城としての開元が、果して唐代の舊地名の地方的に残りて使用されてゐたのであらうと推測せらるゝ稻葉博士の主張さるゝのそれに關係あるかどうかを決定す

ることは、明言することは出来ない。暫く検討を後日に譲ること、したい。

### 王滄傳並に王滄と萬奴との關係の項

(本論第八章)

昨年夏に、畏友大連南滿工業専門學校教授工學博士村田治郎君が、懇切なる私信を以て在滿島田好氏が、萬奴の遁入せる海島に關して一説あり、既に公表されてゐる旨を報じ、自分の注意を喚起した。指示の雑誌「滿蒙」(第七年第七十四冊、大正十五年六月一日號九七—一〇〇頁)に就いて、これを見るに、その梗概はかうである。

島田氏は、萬奴の遁入せりといふ「元史」に見える海島を以て、遼東半島復縣西南海岸に横たはる長興島に擬せんとしてゐる。その理由として、島中黃山(一名大孤山)に石城が残つてゐること、そしてその城中に一つの古井があり、その井戸の口に「天王」の二字が鏽られて現存してゐる。これを萬奴が自稱せ

し「天王」と結び付けて、その遺跡ではあるまいかとの新説を立てられ、これが證據として、小川博士の間島に於ける雲頭城址發掘採收の「天」字、「王」字の瓦を擧げてゐる。

これを読み了つて、自分はかう考へた、他に一切の文献がなく、遺蹟遺物の援助だけで決定して差支ない場合とすれば、この説或は成立つかも知れないと。然るに萬奴のこの場合を、しか認める爲には、幾多の史料との矛盾を解かねばならぬ。

萬奴の海島遁竄中は、自分の考に従へば、萬奴の天泰二年(元太祖十一年丙子、金宣宗貞祐四年、高麗高宗三年)晚秋から、翌天泰三年(金宣宗興定元年)春雪融け迄の間である(「捕稿七一」)。而して海島より半島に戻りし後同年夏四月、大夫營を破り、鴨綠江を渡りて義州に入り、婆速路境を侵して、高麗國內上下をして震駭させてゐる。この事は前回詳説した通りである。(高麗史、高宗世家、「金史」(「捕稿七」三頁))

果して然らば、何物をも凍結させずにおかぬといふ溝の冬期間に於いて、長興島に築城したり、鑿井したりする工事が出来得たであらうか。それに「天王」の二字を刻したりするだけの心の餘裕があつたであらうか、疑なきを得ない。況や何時木華黎の率る蒙古軍が、追撃し来るやも計られざる、背後に迫れる不安あるに於てをやである。

それのみではない。若し遁竄地を長興島とすれば、「金史」の宣宗本紀、興定二年夏四月壬子「十一日」の條、及び同「完顏素蘭傳」に見えたる萬奴の行衛を察訪せる記載と、合致しなくなる（五頁七）。即ち宣宗の完顏素蘭に與へし詔諭に、

萬奴事竟不知果何如、卿等到彼當得其詳、然宜止居鐵山、若復遠去、則朕難得其耗也。

とある。萬奴海島に入りしと聞ける金室は、その鎖鑰たる鐵山に到つて調査せば、必ずや萬奴の消息も判明するならんと、如上の詔諭を發したのである。

この鐵山に就いて、箭内博士は旅順老鐵山に擬せられしことの非なるは、前回考證した通りである（七六頁）。この鐵山こそは朝鮮鴨綠江口東南に横たる根島（皮島）對岸の鐵山に外ならぬ。宣宗本紀、素蘭傳共に、この詔諭の直後に、「高麗互市」の事を記してゐることも、金州半島附近に遁入海島を求められぬ理由の一つである。

終りに臨んで、羽田・稻葉兩博士の懇切なる叱正に對し、村田博士の友愛なる教示に對し、謹で謝意を表し、併せて妄評に對して諸賢の寛宥を禱る次第である。（昭和八年一月二十二日稿）